

事業番号	事務事業名						津和野街道交流事業		所管課名	教育部生涯学習課		所属長名	河村 祥江		
	方向性	2	人を育む						係・グループ名	生涯学習推進係					
	重点施策	2	郷土の歴史・文化を次世代につなぐ						根拠法令等	教育基本法、社会教育法、第3期廿日市市教育振興基本計画					
	施策方針	1	魅力ある郷土の歴史や文化の学習と次世代への継承						基本事業						
予算科目	会計	01	款	09	項	05	目	02	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名			
	一般会計		教育費		社会教育費		文化振興費		001	02	臨	文化振興事業			

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	津和野街道を中心とした市町や団体による歴史・文化の学習、文化交流、市民交流等ネットワークの構築を行う津和野街道交流協議会に対し、負担金を支出する。	事業開始年度: 令和元年度 令和2年度に廿日市と津和野との交流400周年を迎えるに当たり、津和野街道を通じた関係団体等の連携を深め、協力関係のもと、一体的に事業を展開するため開始した。 令和元年6月津和野街道交流協議会設置

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
→ 津和野街道連携調査研究業務委託費の支出 → 津和野街道交流協議会への負担金支出 → 協議会事務局事務	ア 協議会への負担金支出	円	目標	870,000	870,000	870,000	870,000	870,000
			実績	870,000	870,000	1,970,000		
	イ		目標					
			実績					
	ウ		目標					
			実績					
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
→ 津和野街道交流協議会	ア 津和野街道交流協議会構成員数	人	見込	20	20	20	20	20
			実績	21	23	23		
	イ		見込					
			実績					
	ウ		見込					
			実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
→ 協議会や交流記念事業が実施できる	ア 協議会の開催回数	人	目標	5	5	5	3	3
			実績	1	3	2		
	イ 交流事業の参加者数	人	目標	-	-	300	300	300
			実績	0	0	3,148		
	ウ		目標					
			実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
→ 魅力ある郷土の歴史や文化を知り、守り、継承し、活用する	ア 市内の歴史に触れたり、史跡を訪れたり、無形・有形文化を見たりした市民の割合	%	目標	34.0	35.0	36.0	37.0	38.0
			実績	23.1	29.8	33.1		
	イ		目標					
			実績					

3 事務事業の予算・コスト概要

年度	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	前年度比	令和6年度(予算)
事業費(A) (円)	1,268,744	870,000	870,000	1,970,000	1,100,000	870,000
財源内訳	国庫支出金				0	
	県支出金				0	
	市 債				0	
	その他特財				0	
	一般財源	1,268,744	870,000	870,000	1,100,000	870,000
業務延べ時間 (時間)	1,170	40	80	160	80	
人件費(B) (円)	5,044,000	175,000	341,000	698,000	357,000	0
トータルコスト(A+B)	6,312,744	1,045,000	1,211,000	2,668,000	1,457,000	870,000
主な支出項目		令和5年度(決算)		備考		
津和野街道交流協議会負担金		1,970,000 円		通常負担金870千円、記念事業負担金1,100千円		
		円				
		円				
		円				

事業番号	事務事業名	津和野街道交流事業	所管課名	教育部生涯学習課
------	-------	-----------	------	----------

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
協議会を構成する津和野町、吉賀町、廿日市市の3市の民間レベルの交流が約15年前から続いており、令和2年度に津和野藩御船屋敷設置から400周年を迎えることを機に、協議会を設置し、交流の機運が高まっている。	津和野街道の起点である廿日市地区では、廿日市地区まちづくり協議会が主となり、平成20年度から街道まつりや歴史講座等を実施し、地域住民に対して、津和野街道に関する歴史文化の継承、津和野町、吉賀町との市民交流に取り組んでいる。	津和野街道の魅力発信や歴史的資源を活用した地域の活性化のため、行政の支援を求められている。

5 事業評価(令和 5 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	郷土の文化や歴史に関心を持つ市民を育成するとともに、津和野街道を活用した地域間交流により、地域の活性化を図ることを目的としており、施策方針と合致している。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せることはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	歴史的資源や文化の保存・継承・活用は市が行うべき施策の一つである。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	市民全体に対し、歴史・文化に触れる機会の提供や地域の活性化を図る事業である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☒ 向上余地がある ☐ 目標水準に達している	理由 説明	新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から4年度まで事業が実施できなかった。令和5年度に連携協定を締結し、今後は取り組みを定着させて行く必要がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
効率性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	歴史、文化、観光、まちづくり等幅広い分野の視点を持った事業であり、影響がある。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☒ 改善余地がある ☐ 改善余地がない	理由 説明	津和野街道という歴史的資源を活用した事業は唯一の事業である。今後は、観光交流や中山間振興、教育等様々な分野での事業展開が見込まれ、関係課と連携を深めていく必要がある。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	関係市町、団体と連携して実施するために必要な費用である。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	協議、打ち合わせに要する時間が大半であり、委託に適する業務が少ない。事業の実施に当たっては、業務ごとに委託を行っている。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	対象は全市民であり、公平である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																						
A 目的妥当性☒ 適切☐ 見直しの余地有り B 有効性☐ 適切☒ 改善の余地有り C 効率性☒ 適切☐ 改善の余地有り D 公平性☒ 適切☐ 見直しの余地有り			文化的なまちづくりを幅広い市民に提供するため、必要な事業である。 令和2年度に予定していた記念事業が新型コロナウイルス感染拡大により延期されていたが、令和5年度に記念事業を実施することができた。																						
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																						
☐ 拡充☒ 現状維持 ☐ 目的再設定☐ 改善 ☐ 休止・廃止☐ 完了		今後の改革改善案 令和5年度に締結した連携協定の事業内容を継続して実施し、3市町のPR及び活性化を図る。		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題																									
各市町の関係団体で交流会を開催し、津和野街道の活用方策、実施体制等の検討を行う。			(廃止・休止、完了の場合は記入不要)																						

事業番号		事務事業名					廿日市市文化財保存活用地域計画策定事業					所管課名		教育部文化財課		所属長名		田宮 憲明		
	方向性	2		人を育む					係・グループ名		文化財保存活用係									
	重点施策	2		郷土の歴史・文化を次世代につなぐ					根拠法令等		文化財保護法、廿日市市文化財保護条例、文化財保存活用地域計画協議会設置要綱									
	施策方針	1		魅力ある郷土の歴史や文化の学習と次世代への継承					基本事業											
予算科目	会計	01		款	09		項	05		目		02	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名				
	一般会計			教育費		社会教育費		文化振興費		003		02	臨	文化財保存・保護事業						

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☐ 単年度繰返し ☒ 期間限定複数年度 (3 年度～ 5 年度) ☐ 単年度のみ	過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要とされている。文化財を総合的に把握し、その価値を保全し活用することで、文化観光などの推進による地域活性化を推し進めていくための基本となるアクションプランとして、廿日市市文化財保存活用地域計画を令和3年～4年度中に策定し、令和5年度に文化庁の認定を目指す。	平成31年4月に文化財保護法の一部が改正され、市町村は、文化財の保存・活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」を作成することとなった。

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・文化財保存活用地域計画協議会を開催する ・地域ワークショップを開催する	→ ア 文化財保存活用地域計画協議会開催回数	回	目標 実績	3 3	4 2	2 2		
	→ イ 文化財保存活用地域計画協議会委員人数	人	目標 実績	14 14	14 14	14 13		
	→ ウ 地域ワークショップ参加人数	人	目標 実績	60 72	- -	- -		
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
文化財(未指定を含む)、市民	→ ア 指定文化財件数(国・県・市)	件	見込 実績	227 227	227 227	227 227		
	→ イ		見込 実績					
	→ ウ		見込 実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進される	→ ア 民俗芸能伝承団体活動人数	人	目標 実績	175 158	160 179	190 182		
	→ イ 文化資源保存活用事業補助金申請件数	件	目標 実績	2 1	2 1	1 2		
	→ ウ		目標 実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
魅力ある郷土の歴史や文化を知り、守り、継承し、活用する	→ ア 市内の歴史に触れたり、史跡を訪れたり、無形・有形文化財を見たりした市民の割合	%	目標 実績	34.0 23.1	35.0 29.8	36.0 33.1	37.0	38.0
	→ イ		目標 実績					

3 事務事業の予算・コスト概要

年度	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	前年度比	令和6年度(予算)
事業費(A) (円)	0	4,168,694	3,575,860	713,080	-2,862,780	0
財源内訳	国庫支出金	2,885,000	1,825,000	421,000	-1,404,000	
	県支出金				0	
	市債				0	
	その他特財				0	
	一般財源	0	1,283,694	1,750,860	-1,458,780	0
業務延べ時間(時間)		70	1,000	1,000	0	
人件費(B) (円)	0	307,000	4,265,000	4,368,000	103,000	0
トータルコスト(A+B)		4,475,694	7,840,860	5,081,080	-2,759,780	
主な支出項目		令和5年度(決算)		備考		
地域計画協議会委員報償費		61,360 円				
地域計画協議会委員旅費		9,200 円				
文化庁協議旅費		48,520 円				
印刷製本費		594,000 円				

事業番号	事務事業名	廿日市市文化財保存活用地域計画策定事業	所管課名	教育部文化財課
------	-------	---------------------	------	---------

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどうか変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題とされ、平成31年4月に文化財保護法の一部が改正され、市町村は、文化財の保存・活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」を作成することとなった。	・文化財保存活用地域計画協議会設置、開催した。 ・歴史ワークショップを市内5か所で開催し72人が参加。地域にある未指定文化財や周辺環境の把握と、指定・未指定文化財の保存・活用についての地域課題の洗い出しを行った。 ・文化庁長官認定向け、担当調査官の助言指導を仰ぎつつ細部の調整を行った。	未指定を含めた文化財の保存・活用についての計画ができることは、非常に良いことである。歴史に興味があっても、市内全域の文化財、特に未指定の文化財については、全く知らないものが多い。文化財を守ることで、郷土に誇りを持てるようになればよい。(歴史ワークショップ参加者から)

5 事業評価(令和 5 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	文化財の保存・活用は自らの街に対する誇りにつながり、人を育むことになる。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	文化財保存活用地域計画の策定は市町村が行うこととなっている。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	対象は市内全域の指定・未指定を含めた文化財であり、妥当である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☐ 向上余地がある ☒ 目標水準に達している	理由 説明	市としては初めてとなる、文化財に関する総合的な計画であり、成果の望める計画を策定した。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
効率性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	文化財について総合的に把握できておらず、保存・活用について事業を進めることが困難である。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☐ 改善余地がある ☒ 改善余地がない	理由 説明	個別事業については類似事業があれば連携する必要があるが、文化財の保存・活用の総合的な計画は他にはない。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	令和5年度は事業費のほとんどが、印刷製本費であり、削減の余地はない(完了)。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	令和5年度は、協議会委員の意見や文化庁の指示に基づく修正作業が発生するため、主体的に業務時間を削減する余地はない(完了)。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	対象は市内全域の指定・未指定を含めた文化財であり、適正である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り	文化財保護法に基づく新規事業であり、本計画に記載されていない事業は国の補助対象にならない。																							
B 有効性	☒ 適切	☒ 改善の余地有り																								
C 効率性	☒ 適切	☐ 改善の余地有り																								
D 公平性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り																								
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☐ 拡充	☐ 現状維持	今後の改革改善案		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持				低下			
								コスト																		
						削減	維持	増加																		
成果	向上																									
	維持																									
	低下																									
☐ 目的再設定	☐ 改善																									
☐ 休止・廃止	☒ 完了																									
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題			(廃止・休止、完了の場合は記入不要)																							

事業番号	事務事業名		文化資源保存活用事業補助金					所管課名	教育部文化財課	所属長名	田宮 憲明	
	方向性	2	人を育む					係・グループ名	文化財保存活用係			
	重点施策	2	郷土の歴史・文化を次世代につなぐ					根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、文化財保護法			
	施策方針	1	魅力ある郷土の歴史や文化の学習と次世代への継承					基本事業				
予算科目	会計	01	款	09	項	05	目	02	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名
	一般会計		教育費		社会教育費		文化振興費		003	02	臨	文化財保存・保護事業

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	地域で継承されてきた歴史的・文化的な価値を有する資源(指定等文化財を除く)の保存・活用に必要な経費の一部を補助する。 【補助制度の概要】 補助率:事業にかかる費用の2/3を補助 補助額:1団体に対し上限20万円。下限額5万円	平成31年4月文化財保護法が改正され、地域における文化財の総合的な保存・活用を促進し、未指定文化財についても継承するよう定められたため。

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
文化資源の確実な継承を図るため、保存・活用に必要な経費の一部を補助する	→ ア 補助団体(補助件数)	団体	目標	2	2	1	4	4
			実績	1	1	2		
	→ イ		目標					
			実績					
	→ ウ		目標					
			実績					
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
地域自治組織(コミュニティ) ・地域が守り継承してきた歴史的背景のある建造物や工作物などの文化資源の保存修理等 ・文化資源の由来や伝承などを解説する看板等や文化資源を適切に保存活用するための工作物等の設置等	→ ア 地域自治組織	団体	見込	28	28	28	28	28
			実績	28	28	28		
	→ イ 歴史的・文化的資源(指定文化財を除く。)	-	見込	-	-	-	-	-
			実績	-	-	-		
	→ ウ		見込					
			実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・補助制度が適切に完了することで、地域がこれまで大切にしていた身近な文化資源を保存・活用することにより、未指定の文化財を保護できる ・新たな文化資源の把握につなげる。 ・地域への愛着や地域活性化などにつなげる	→ ア 交付決定された事業が適切に事業完了する	%	目標	100	100	100	100	100
			実績	100	100	100		
	→ イ 文化資源の保存・活用に関する相談件数	-	目標	28	28	28	28	28
			実績	6	1	3		
	→ ウ		目標					
			実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
魅力ある郷土の歴史や文化を知り、守り、継承し、活用する	→ ア 市内の歴史に触れたり、史跡を訪れたり、無形・有形文化財を見たりした市民の割合	%	目標	34.0	35.0	36.0	37.0	38.0
			実績	23.1	29.8	33.1		
	→ イ		目標					
			実績					

3 事務事業の予算・コスト概要

年度		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	前年度比	令和6年度(予算)
事業費(A) (円)		145,000	118,000	200,000	200,000	0	800,000
財源内訳	国庫支出金					0	
	県支出金					0	
	市債					0	
	その他特財					0	
	一般財源	145,000	118,000	200,000	200,000	0	800,000
業務延べ時間(時間)		86	20	5	10	5	
人件費(B) (円)		370,000	87,000	21,000	43,000	22,000	0
トータルコスト(A+B)		515,000	205,000	221,000	243,000	22,000	800,000
主な支出項目			令和5年度(決算)		備考		
文化資源保存活用事業補助金			200,000 円		100,000円×2件		
			円				
			円				
			円				

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどうか変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
平成31年4月の文化財保護法の一部改正により、未指定文化財を含む市内の文化資源の総合的な把握を行う文化財保存活用地域計画の策定を行うことになった。この計画の中で、価値付け・修理工管理・ガイダンス施設整備・普及啓発等保存・活用のための措置が必要となった。	相談を受けたものの、結局地域自治組織内で合意に至らず断った事例もあったため、令和5年度からは、次年度以降複数年にわたる要望調査を行うことで、地域自治組織内での事前合意形成を促すとともに、適切な予算の確保につなげることであり、令和6年度は4件分の予算を確保している。	市議会において制度の拡大を求める声があるため、未指定無形文化財の記録保存についても補助対象とするよう、要綱の見直しを検討している。

5 事業評価(令和 5 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	地域がこれまで大切にしてきた身近な文化資源を保存・活用することを後押しする事業であり、地域への愛着や地域活性化などにつながっている。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	地域で守られてきた文化資源が適切に保存・修理されるために市の支援が必要。
有効性 評価	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	未指定文化財の調査を進めることとしており、緊急度の高いものから実施する等計画的に運用することとしている。
	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☒ 向上余地がある ☐ 目標水準に達している	理由 説明	当初予算要求に間に合うよう、次年度以降の事業実施に係る要望調査を行い、必要な予算を確保することとしている。
効率性 評価	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	地域で継承されてきた歴史的文化的な価値を有する資源(指定等文化財を除く)の保存・活用に必要な経費の一部を補助する事業は、本事業以外にはない。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☐ 改善余地がある ☒ 改善余地がない	理由 説明	まちづくり交付金と一体化させることも検討したが、文化財保護・活用への適用が見込めない可能性が高く、断念した経緯がある。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	市単独でなく地域自治組織の主体的な関わりにより、必要最小限の経費で実施している。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	地域自治組織からの相談や補助金交付の事務処理に係る簡易な業務がほとんどであり、削減の余地はない。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	申請対象を地域自治組織(コミュニティ)としている。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性☒ 適切☐ 見直しの余地有り B 有効性☐ 適切☒ 改善の余地有り C 効率性☒ 適切☐ 改善の余地有り D 公平性☒ 適切☐ 見直しの余地有り			地域自治組織への要望調査を通じて、制度を周知しており、今後も継続的に実施することで、長期にわたり地域における文化資源の保存活用を図る。																							
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☒ 拡充☐ 現状維持 ☐ 目的再設定☒ 改善 ☐ 休止・廃止☐ 完了 今後の改革改善案 令和5年12月に文化庁長官の認定を受けた『廿日市市文化財保存活用地域計画』に基づき、未指定文化財の調査を進めていく中で、制度の周知及び活用促進に努めるとともに、必要に応じて制度の見直しを行う。			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>△</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>△</td><td>×</td></tr></table> (廃止・休止、完了の場合は記入不要)					コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			△	低下		△	×
		コスト																								
		削減				維持	増加																			
成果	向上						○																			
	維持			△																						
	低下		△	×																						
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題																										
地域における文化資源は、当該地域を特色づけるものであり、文化資源を核とした地域づくりによる地域活性化などに資することが可能であると考えている。しかしながら、現状としては各地に所在する文化資源が伝承の担い手の不在による散逸・消滅の危機に瀕していることから、文化資源の確実な継承に向けて、必要な施策を講じる必要がある。																										

事業番号	事務事業名		伝統的建造物群保存推進事業					所管課名	経営企画部宮島企画調整課	所属長名	佐々木 正臣	
	方向性	2	人を育む					係・グループ名	歴史まちなみ保存活用係			
	重点施策	2	郷土の歴史・文化を次世代につなぐ					根拠法令等	文化財保護法、伝統的建造物群保存地区保存条例			
	施策方針	1	魅力ある郷土の歴史や文化の学習と次世代への継承					基本事業				
予算科目	会計	01	款	09	項	05	目	02	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名
	一般会計		教育費		社会教育費		文化振興費	004	53	臨	伝統的建造物群保存推進事業(政策)	

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物や町並みを保存・復原・継承するため、建築物等の改修時には各種基準に適合した改修内容となるよう指導し、修理・修景事業に対しては改修費の一部を補助する事業を実施している。 また、地元任意団体と協力し、伝統的建造物の構造・意匠の調査研究や魅力の普及啓発等を実施している。	H14.3 宮島町まちづくり計画策定 H16.3 安芸・宮島の歴史的町並みに関する調査報告書 H17.3 安芸の宮島町並み調査報告書 H19.3 廿日市市厳島伝統的建造物群保存対策調査報告書 H27.9 伝統的建造物群保存地区保存条例制定 R1.6 宮島町伝統的建造物群保存地区都市計画決定 同地区保存計画策定(制度開始) R3.8 重要伝統的建造物群保存地区選定

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・修理・修景事業等に対する補助金交付事務 ・伝建地区内の現状変更申請許可事務 ・町並み保存や魅力の普及啓発に資する情報発信	→ ア 修理・修景事業に対する補助金交付件数(白蟻駆除を除く)	件	見込 実績	5 2	5 0	2 6	4 —	4 —
	→ イ 現状変更申請許可数(電線等除く)	件	目標 実績	15 12	15 39	15 39	15 —	15 —
	→ ウ 情報発信回数(だより発行、HP更新、SNS更新、説明会、写真展示等)	回	目標 実績	36 45	36 22	36 34	— —	— —
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・伝建地区内の伝統的建造物・一般建築物 ・伝建地区内の町並み ・伝統的建造物の所有者	→ ア 伝統的建造物の件数(保存に関する同意を得て、保存活用計画に記載した建造物数)	件	見込 実績	135 136	140 137	140 137	140 —	140 —
	→ イ		見込 実績	— —	— —	— —	— —	— —
	→ ウ		見込 実績	— —	— —	— —	— —	— —
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・伝統的建造物は修理基準に適合している ・一般建築物は修理もしくは修景基準に適合している ・屋並みや色彩が統一され、町並みが整っている	→ ア 建造物の改修・新築時の指導数(現状変更申請許可数(電線等除く))	件	目標 実績	15 9	15 39	15 39	20 —	20 —
	→ イ 伝統的建造物が復原された数(修理・修景基準によって修理した件数の累計)	件	目標 実績	11 10	16 10	18 16	20 —	22 —
	→ ウ		目標 実績	— —	— —	— —	— —	— —
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
・魅力ある郷土の歴史や文化を知り、守り、継承し、活用する ・魅力ある郷土の歴史的な町並みを通じて、ふるさとへの誇りや愛着の心を育む	→ ア 宮島地域住民の自分の町に対する愛着度(市民アンケート)	%	目標 実績	45 54.8	50 69.0	50 60.0	50 —	50 —
	→ イ 市内の歴史に触れたり、史跡を訪れたり、無形・有形文化財を見たりした市民の割合	%	目標 実績	34.0 23.1	35.0 29.8	36.0 33.1	37.0 —	38.0 —

3 事務事業の予算・コスト概要

年度		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	前年度比	令和6年度(予算)
事業費(A) (円)		41,637,245	34,624,641	8,345,270	82,296,070	73,950,800	54,483,400
財源内訳	国庫支出金	13,000,000	6,000,000	1,729,000	42,965,500	41,236,500	35,652,000
	県支出金				5,250,000	5,250,000	1,000,000
	市 債	7,300,000	19,300,000			0	
	その他特財					0	
	一般財源	21,337,245	9,324,641	6,616,270	34,080,570	27,464,300	17,831,400
業務延べ時間 (時間)		7,296	7,680	7,592	6,000	-1,592	
人件費(B) (円)		31,459,000	33,718,000	32,384,000	26,209,000	-6,175,000	0
トータルコスト(A+B)		73,096,245	68,342,641	40,729,270	108,505,070	67,775,800	54,483,400
主な支出項目			令和5年度(決算)		備考		
伝統的建造物群保存地区防災計画策定支援業務			4,400,000 円				
伝統的建造物群保存地区耐震の手引作成支援業務			3,245,000 円				
伝統的建造物群保存地区保存事業費(保存修理)			60,000,000 円				
伝統的建造物群保存地区保存事業費			2,041,070 円				

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
令和3年度に重要伝統的建造物群保存地区に選定されたため、国・県の指導・助言等を受けながら、保存活用計画に基づいた伝統的建造物等の保存・活用を推進している。	伝統的建造物等の修理・修景補助事業については、現地調査、古写真調査や周囲の伝統的建造物等の仕様調査などに時間を要してしまう事情があることから、募集開始時期を工事の2年前とし、あらかじめ補助事業に優先順位をつけることにより、予算額に応じて実施する補助事業を円滑に選定するとともに、工事の遅延が予防できるようになった。	修理・修景事業及び現状変更について、手続に要する時間がかかりすぎている。(伝建審議会等における有識者や文化庁による内容確認や特別史跡・特別名勝における国の許可に時間を要している。)

5 事業評価(令和 5 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	総合計画及び宮島まちづくり基本構想とも整合している。
	② 市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	文化財保護法において、市が実施することとなっている。
	③ 対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	文化財保護法における対象及び意図と合致する。
効率性 評価	④ 成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☒ 向上余地がある ☐ 目標水準に達している	理由 説明	伝統的建造物群保存地区制度に関する経験・知見不足から調査審議等に時間を要している。事例を積み重ね、調査審議時間の短縮化につなげる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
公平性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	町並みの保存・復原・継承のサイクルを維持することが困難となる恐れがある。
	⑥ 類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☐ 改善余地がある ☒ 改善余地がない	理由 説明	文化財保護法に位置づけられた文化財であり、類似事業はない。
公平性 評価	⑦ 事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	伝統的建造物等の修理・修景には多額の費用負担が必要であり、事業費を削減すればその分修理・修景される件数が減り、結果として事業効果が小さくなる。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☒ 削減余地がある ☐ 削減余地がない	理由 説明	伝統的建造物群保存地区制度に関する経験・知見不足から現状変更申請等に時間を要しており、事例を積み重ねることにより、調査審議時間の短縮につなげる。
	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物であれば、改修時の各種基準がより厳しくなり、事業費も必然と増すこととなることから、当該事業の受益機会・費用負担は適正である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性☒ 適切☐ 見直しの余地有り B 有効性☐ 適切☒ 改善の余地有り C 効率性☐ 適切☒ 改善の余地有り D 公平性☒ 適切☐ 見直しの余地有り			事業目的は妥当であるが、事業内容の改善余地はまだある。 特に現状変更申請等の手続時間の短縮に向け、経験・知見の蓄積、町ごとの意匠デザイン の体系化や関係課との連携体制など改善を図る必要がある。																							
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☒ 拡充☐ 現状維持 ☐ 目的再設定☒ 改善 ☐ 休止・廃止☐ 完了 今後の改革改善案 修理・修景事例の蓄積、指導内容の体系化や関係課との連携体制強化により調 査審議に係る事務の効率化を図る。 また、事務を効率化により、修理・修景事業の件数を増やし、伝統的建造物等の 保存活用を推進する。			<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>△</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>△</td><td>×</td></tr></table> (廃止・休止の場合は記入不要)					コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			△	低下		△	×
		コスト																								
		削減				維持	増加																			
成果	向上						○																			
	維持			△																						
	低下		△	×																						
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題																										
宮島の伝統的な町並みを理解し、指導できる職員の育成。 宮島の伝統技術を継承する設計者及び職人の育成。 宮島の伝統的な町並み保存を主体的に担う地元任意団体の育成																										